

施設管理における設計管理および作業管理の位置付けについて

1. コメント内容

設計管理及び作業管理を個別条文とせず、第119条の「7. 保全の実施」の中に位置付けているが、保全の実施は保全計画に基づいて実施するものであるところ、現状の記載では、新規施設に対する設計管理や作業管理を行う前に保全計画を策定する必要があるため、設計管理や作業管理を保全の実施の中でできるのか確認し、整理して説明すること。

2. コメント回答

- ✓ 施設管理計画では「6. 保全計画の策定」において、施設・設備の状況に応じて以下の保全計画を策定する必要がある。
 - a. 点検計画（6. 1）
 - b. 設計および工事の計画（6. 2）
 - c. 特別な保全計画（6. 3）このうち、設計および工事を実施する場合、すなわち新規施設の設置工事を実施する場合には、あらかじめその方法、実施時期および法令手続きの要否を定めた「b. 設計および工事の計画」（保全計画）を策定する。この保全計画に従って保全を実施し、保全の実施にあたって設計管理および作業管理を行うこととなる。
- ✓ 上記の通り、新規施設の設置工事にあたって設計管理や作業管理を行う前に保全計画を策定し、保全を実施することから、必要な実施行為はすべて第119条「施設管理計画」の範囲内にある。これは変更前の保守管理計画においても同様であった。弊社で新規設置した非常用ガスタービン発電機の施設管理を例に示す。（図-1参照）
- ✓ 新規施設に対する設計管理および作業管理は、「6. 2 設計および工事の計画の策定」の中で策定した保全計画に従って、「7. 保全の実施」の中で実施している。

以 上

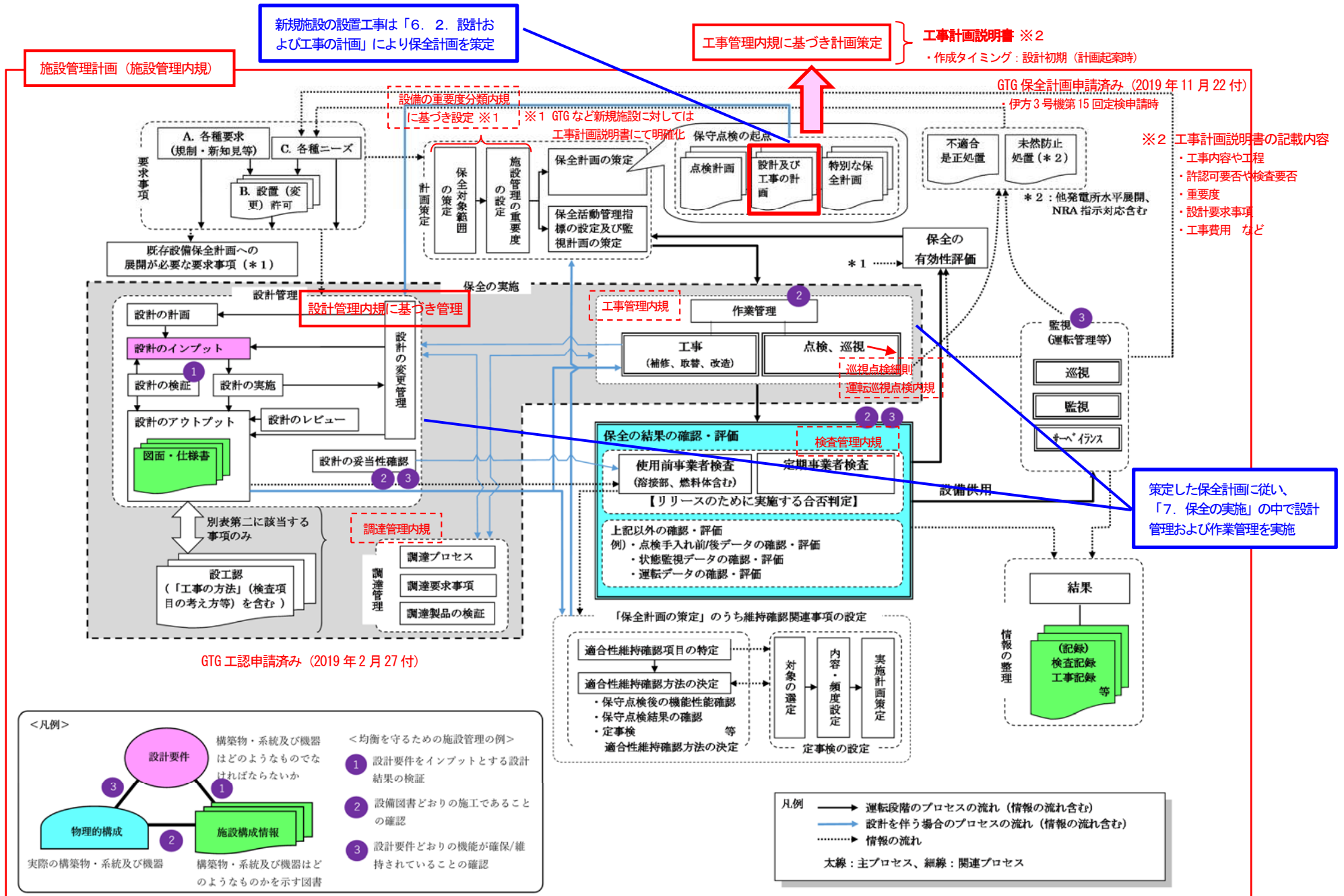


図-1. 施設管理の全体イメージ (四国電力 非常用ガスタービン発電機 (GTG) の例)